

クリアランスレベルの検認とクリアランスレベルの検認の流れ

クリアランスレベルの検認

原子力安全委員会「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方」について(平成13年7月)より

クリアランスレベルの検認

クリアランスレベルを用いて、「放射性物質として扱う必要がない物」であることを原子力事業者が判断し、その判断に加えて規制当局が適切な関与を行うこと

総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 廃棄物安全小委員会
「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」(平成16年9月)より

